

大学機関別認証評価4巡目における大学改革 支援・学位授与機構の評価基準

光田好孝

大学改革支援・学位授与機構研究開発部教授

[キーワード] 大学評価基準、大学機関別認証評価、4巡目、大学設置基準改正対応、内部質保証

はじめに

大学改革支援・学位授与機構（以下、「当機構」という。）は、2003年8月より大学機関別認証評価の基本方針と大学評価基準についての検討を開始し、パブリックコメントを経て2004年4月に「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」等を定めました。2004年10月に文部科学大臣に対して大学認証評価機関としての認証に関する申請を行い、2005年1月に認証されました。このような経緯を経て、当機構の大学機関別認証評価は、2005年度に開始されています。

機関別認証評価を7年度以内に一度受けることが大学に義務づけられているため、当機構では7年ごとに大学評価基準について検討を行ってきました。大学基準協会による大学機関別認証評価より1年遅れて、2005年度に機構では1巡目が開始されました。2012年度に2巡目が、2019年度に3巡目が開始されています。

1巡目と2巡目では、多少の修正はあったものの、ほぼ同じような評価基準、評価体制、評価方法等で実施されました。3巡目では、分析内容は2巡目までとほぼ同様ですが、評価項目の大幅な再構成が行われました。教育の質の向上・改善、内部質保証の重視、および学習成果を重視した評価が強調されています。評価基準の構成だけでなく、評価の手順においても、3巡目では大きな変更が加えられました。1巡目と2巡目の自己評価書では、各大学が基準ごとの概要を文章

で記述して分析することを求めています。これに対して、3巡目の自己評価書では、大学が多様であることを考慮し特記事項としての文章記述も必要に応じて可能としていますが、原則的には、大学で定めている規定類そのものを根拠資料として分析し、指定された表(別紙様式)の形式に纏めることを求めています。更に、評価資料の提出について、時代の変化に応じて、紙媒体を郵送して提出する代わりに、電子ファイルをクラウド上にアップロードして提出するようにもなりました。

今年2024年度は3巡目大学機関別認証評価の6年目となり、2026年度から4巡目大学機関別認証評価が開始される予定です。

大学機関別認証評価3巡目の検証

3巡目大学機関別認証評価における変更に関しては、下記のとおりです。

- ・評価の目的については大幅な変更を行っていない。
- ・評価基準の構成は、細目省令の改正を踏まえて、大幅な組み換えを行ったが、付番方法などの変更が中心であり、内容的には大きな変更は行っていない。
- ・大学が自ら実施する内部質保証を支援するとともに、外部質保証としての性格をもつ認証評価において重要な役割を果たす「自己評価実施要項」を、根拠となる資料やデータを重視する方針の下に大幅に変更した。
- ・大学が判断の根拠とした資料・データを提示することで、機構に提出する自己評価書の記述が完了

する形式の様式を用意した。

- ・自己評価においては、教育研究活動等の総合的状況の分析だけでなく、基準ごとにその基準を満たしているか否かの判断を大学が自ら行うこととした。
- ・自己評価における負担の軽減を図るために、信頼できる第三者が評価、認定等を行っている教育課程に関する自己点検・評価は、その評価、認定等の結果をもって代えることができることとした。
- ・機構による認証評価に際しては、まず、各基準を満たしているか否かの判断を行い、次に、各基準の判断を踏まえて総合的な観点から大学評価基準を満たしていると判断し、大学評価基準に適合していると判定することとした。
- ・大学との連絡方法、文書の提出、保存方法について大幅な電子化、オンライン化を行った。

このような変更を行った3巡目大学機関別認証評価に関して、2019年度に16大学、2020年度に6大学、2021年度に43大学に対して評価を実施いたしました。評価終了後、毎年度、評価対象校及び評価担当者に対してアンケートを実施し、アンケート結果を分析すると同時に同期間における設置基準の改正等も踏まえ、より良い評価に向けて翌々年度の「自己評価実施要項」等の改定を行ってきました。

3巡目の中間点を迎える2022年度から2024年度にかけては、3巡目における変更点を踏まえ、毎年度実施してきたアンケートの包括的な分析(2019～2021年度)及び大学機関別認証評価の評価結果(2019～2021年度)の分析等を行い、3巡目大学機関別認証評価に関する中間検証を実施しました。

初年度を除く中間検証の対象期間は、新型コロナウイルスの蔓延による影響を各大学が大きく受けた時期に相当します。コロナ禍が、各大学における教育活動や事務業務に対する障壁となり、従前の活動が困難であったと推察されます。と同時に、結果として、コロナ禍が大学におけるWeb活用を促し、Webツールが業務上の必須のアイテムとなったともいえます。このため、Webを活用した電子化やオンライン化を受け入れやすい環境となっていたと考えられます。評価

対象校や評価担当者に対するアンケートにおいても、3巡目大学機関別認証評価における電子化、オンライン化について、大きな課題があるという結果は得られていません。一方、Web会議を活用する点に関しては、特に評価担当者からは不評で、表情が見えないため真意がわかりにくいなどといった意見がありました。この3年間がコロナ禍であったために、単にWeb会議というだけではなく、評価者や大学関係者がマスクをしたままWeb会議に参加するため、一層、コミュニケーションがとりづら結果となったと思われます。

中間検証結果を要約すれば、大学における作業の内容や方法、機構における評価業務を大幅に変更したにもかかわらず、アンケートに基づく検証によれば、全体として、評価対象校からも評価担当者からも否定的に捉えられていると分析可能な根拠は見つかっていないと考えられました。もちろん上述したWeb会議における課題など、個々の細かな課題はあるものの、原則を大きく変更するような大きな課題はないと結論づけられるでしょう。

中間検証結果とは別に、3巡目大学機関別認証評価に機構の教員として従事した立場から見ると、認証評価のシステムに関する課題ではなく、大学における認証評価に対する理解度という課題が、相変わらず残されていると感じられました。例えば、

- ・大学の中で内部質保証という考え方が浸透しておらず、認証評価を受審するにあたって初めて内部質保証体制が構築されていたこと
- ・国立大学では、学校教育法に基づく自己点検・評価と認証評価、並びに国立大学法人法に基づく中期目標に対する評価の、3つの評価に対応する必要があるが、これらの評価が混同されていたこと
- ・学位授与方針等の3つのポリシーに基づいて実施される教育プログラムでは、個々の授業科目の実施内容と成績評価が質保証における根幹であるにもかかわらず、シラバスの記載内容が不十分であったり、成績評価基準が曖昧であったりすること

これらの事例が、全ての大学ではないものの、多くの大学で見受けられました。1999年の自己点検・評価の

義務化から25年、2004年の認証評価制度の導入から20年も経過しているにもかかわらず、これらの状況が続いているようです。大きな業務負荷の評価業務が6～7年に一度しかないため、2～3年毎の人事異動という環境下では、大学における担当者が育ってこないことも、こういう状況が続く遠因といえるでしょう。大きな業務負荷の評価業務の担当者には初めての経験となり、また、以前の担当者では当時の記憶も薄れているでしょう。内部質保証体制における自己点検・評価を毎年度実施すれば、こうした大学における担当者の経験や知識も深まっていくと思われそうですが、残念なことに、自己点検・評価の実施を6～7年に一度としている内部質保証体制が多かったように思われます。こうした大学における評価業務担当者の育成について、認証評価機関として再度取り組み直すことも必要なのだろうと考えられます。

なお、3巡目大学機関別認証評価の最終年度である2025年度の評価終了後には、3巡目大学機関別認証評価に関する包括的な検証を実施し、『認証評価事業に関する自己点検・評価報告書』を2026年9月頃に公表する予定としています。

4巡目に向けた大学評価基準の検討

4巡目の認証評価基準を検討することを目的とした大学機関別認証評価検討ワーキンググループ（以下、「検討WG」という。）の設置が、2023年3月に開催された大学機関別認証評価委員会において承認されました。この当時における想定される主な論点としては、以下のようなものがあつたといえます。

- ・3巡目中間検証報告書の内容を踏まえた見直し
- ・内部質保証システム構築後の領域6の在り方の検討
- ・中央教育審議会大学分科会質保証システム部会審議まとめ（2022年3月）への対応

このような論点について主に審議されたと思われるのですが、非公開で実施された検討WGに関しては、審議の詳細を記述することはできませんので、ご容赦いただきたい。

複数回に亘る検討WGの審議を経て、設置から1年

後の2024年3月に大学機関別認証評価委員会において「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」の原案が承認されました。しかし、質保証システム部会審議まとめにおいて示されていた事項に関して、2024年3月末に認証評価に関する細目省令が改正され、2025年4月1日付で施行されることとなりました。これに伴って、2024年5月に大学機関別認証評価委員会において再度審議を行い、微修正した「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」の案が承認されました。

4巡目大学機関別認証評価における改定に関する骨子は、下記のとおりです。

○実施大綱について

- ・評価基準の構成については、3巡目の6つの領域を基本的に踏襲する。
- ・評価実施体制・実施方法等についても、3巡目の体制を踏襲する。
- ・希望に応じて実施していた任意の大学別研修（事前相談）を、公式に位置付ける。

○大学評価基準について

- ・3巡目の評価基準の構成を基本的に踏襲する。
- ・各評価については、設置基準改正等（2022年10月）への対応を改めて検討すると同時に、細目省令改正（2024年3月）への対応も行う。
- ・評価疲れへの対応として、大学の負担軽減を図る。

○その他

- ・3巡目で導入にした第三者評価結果活用については、負担軽減の観点から継続する。
- ・3巡目において内部質保証システムが構築されていた大学については、一層の負担軽減を図る。

要するに、3巡目からの本質的な変更はなく、主には、大学設置基準等の改正対応と、大学の負担軽減ということになります。3巡目において構築された内部質保証体制が各大学において有効に機能している否かを確認することが、4巡目の大学機関別認証評価のポイントと考えられるでしょう。

4巡目大学評価基準

これまで述べてきたような経緯を経て、2024年5月

に開催された大学機関別認証評価委員会において承認された「大学評価基準」の案を、現行の3巡目の「大学評価基準」と対比して表1に示します。4巡目の「大学

評価基準」案は、改定の骨子で示したように、6つの領域から構成され、大きな変更は加えられていません。3巡目では6領域27基準であったものから、4巡

表1 大学評価基準 新旧対照表

(下線の部分は改定箇所)

新：4巡目(案)	旧：3巡目(現行)
領域1 教育研究上の基本組織等に関する基準	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準
基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること
基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること	基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること
基準1-3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること	基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること
[削除]	判断の指針(以下、省略)
領域2 内部質保証に関する基準	領域2 内部質保証に関する基準
基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること	基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること
基準2-3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること	基準2-3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること
[削除]	基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること
基準2-4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること
[削除]	判断の指針(以下、省略)
領域3 財務運営及び情報公表等に関する基準	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準
基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること
[削除]	基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること
[削除]	基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること
[削除]	基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること
基準3-2 大学の教育研究活動等に関して、法令等が求める情報公表及び法令遵守に係る取組等が適切であること	基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること
[削除]	基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること
	判断の指針(以下、省略)
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準
基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

新：4巡目（案）	旧：3巡目（現行）
基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること [削除]	基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること 判断の指針（以下、省略）
領域5 学生の受入に関する基準	領域5 学生の受入に関する基準
基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること [削除]	基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること 判断の指針（以下、省略）
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	領域6 教育課程と学習成果に関する基準
基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること [削除]	基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること 判断の指針（以下、省略）

目では6領域22基準と、負担軽減の観点から基準数が削減されています。

見かけ上の大きな変更点として、領域毎に記述されていた「判断の指針」を削除したことがあげられます。「大学評価基準」は文部科学大臣に届け出る必要がありますが、この際に「判断の指針」といったものを届出の内容に含める必要はありません。また、毎年度「自己評価実施要項」を評価対象校に示してきており、この中では、各基準の下に定められた分析項目毎に、自己点検の分析の手順を詳細にしています。これらのことから、「大学評価基準」から「判断の指針」が削除されたものと考えられます。

「判断の指針」を削除したことを除くと、領域4から領域6については、3巡目の大学評価基準と全く同じ内容です。大きな変更があったのは領域3になりますが、これは、主に、2022年10月の大学設置基準改正により、設置基準から教員組織や事務組織に関する条

文が削除され、「必要な教員及び事務職員等からなる」教育研究実施組織として一体的に示されたことに因ります。これにより、現行の基準3-2、3-3、3-4が4巡目案の基準1-3に統合されています。設置基準上では教員組織や事務組織の定義がなくなっていますが、実際の運営上は各組織が存在はしていると思われるので、4巡目案の基準1-3における分析項目としてそれぞれの組織体制を分析していくことなるでしょう。ただし、現行の基準3-2の中には、「法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組」という分析項目があり、この点は組織体制そのものではないため、現行の基準3-6における情報公表とまとめて、4巡目案の基準3-2として、適切な法令遵守が行われていることを分析する形になっています。

また、4巡目案では、現行の基準3-5が削除されています。複数大学を運営する学校法人(私立)や公立大学法人と同じく、近年、複数大学を設置する国立大

学法人も存在するようになってきました。大学機関別認証評価において分析する必要があるのは法人単位ではなく大学単位であることから、法人として実施される監査についての基準を削除して簡略化したものと考えられます。国立大学法人において中期目標期間に対する法人評価が行われる場合には、逆に、大学単位ではなく法人単位で評価されることは、言うまでもありません。一方で、認証評価に関する細目省令では、「財務に関すること」を評価基準に含めることが求められます。このため、大学における教育研究活動に関する財務状況については、従前より基準3-1として分析することとなっています。基準3-1における根拠書類は、法人による財務諸表や会計監査人による監査報告書であり、複数大学を運営する法人であっても個別の大学の財務情報がセグメント情報として提供されることから、これらの根拠書類を用いて大学における教育研究活動に関する財務状況が分析可能となります。現行の基準3-5における監査に関する内容が全くなかったわけではなく、4巡目案の基準3-1に内包されていると考えることができるでしょう。

最後に、内部質保証に関する基準である領域2については、現行の基準2-4が削除されています。内部質保証による自己点検に基づいて、教育研究上の基本組織を変更する手続きは、基準2-1における内部質保証体制で定められていることが望ましいといえます。

しかし、教育研究上の基本組織の新設や変更は、必ずしも内部質保証による自己点検に基づいて行われるだけではなく、経営上の観点や人材要請上の必要性からも実施されることがあり得ると思われます。このような観点から、4巡目案では、現行の基準2-4を独立した基準として残さないことになったのでしょうか。

おわりに

この「大学評価基準」の案について、自己評価実施要項(素案)等も同時に提示して、6月20日から7月19日の間にパブリックコメントを実施したところです。現在、パブリックコメントに対する対応を審議し、4巡目の「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」を最終的に決定する大学機関別認証評価委員会が開催されるところとなっています。すなわち、この原稿の出稿時点では機構における4巡目の大学評価基準等は未確定であり、この原稿の中で示されていることは、機構としての公式見解ではなく、私的な見解となることをご理解いただきますようお願いいたします。

なお、委員会における審議を経て最終的に決定された「大学評価基準」については、本年9月中には文部科学大臣に届け出る予定であり、この原稿が皆様のところに届く頃には既に終了しているかも知れませんが、本年10月に機構として4巡目の大学機関別認証評価に関する説明会を実施することを計画しています。